

令和4年度「青森市ふれあい農園」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市ふれあい農園については、青森農業協同組合が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年12月20日

施設名	青森市ふれあい農園
設置目的	農業体験等を通じた市民相互の交流を推進するとともに、有機農業等環境に配慮した農作物栽培の促進及び農産加工品の開発の場を提供する。
所在地	青森市大字四戸橋字磯部243-342
指定管理者	【名称】青森農業協同組合 【代表者】代表理事組合長 長谷川 春樹 【住所】青森市大字羽白字富田190-4
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員等は適正な配置となっているか。	加工施設は食品衛生管理者の資格を有した職員2名を配置、農園は栽培指導できる職員1名を配置する等、適正な配置となっている。	○	
	職員の研修が行われているか。	観光農園や市施設等を訪問し、接客について学んだり、県主催の農作物加工研修に参加し加工に関する技術や指導方法を学ぶ等、積極的に研修に参加している。	○	
	保守点検業務が適切に行われているか。	電気、消防、浄化槽等の施設保守点検業務は専門業者へ再委託し、定期的に点検を実施している。	○	
	防犯・防災、緊急時に的確な対応が行えるようにしているか。	危機管理マニュアルを必要に応じて見直したり、避難訓練の計画を立てる等、仕様書（提案書）のとおり適正に行われている。	○	
	個人情報保護について、適切な対応が行われているか。	指定管理者である組合独自の個人情報保護マニュアルの作成や、個人情報保護に関する研修を実施する等、適切に対応している。	○	
	省エネに努めているか。	節電やごみの減量化に努めているほか、業務中や通勤時のエコ運転に努めている。	○	
運営について	市民の平等利用が確保されているか。	公共施設であることを自覚し、利用者の利用申請に対して、不公平なく受入れする等、仕様書（提案書）のとおり適正に行われている。	○	
	利用者の要望・意見を把握し、運営に反映しているか。	利用者アンケートで希望のあった新規加工体験講座（自主事業）の実施を計画する等、積極的に利用者の要望・意見に対応するよう努めている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	近隣町会の方を積極的に雇用し、施設内の草刈りや泥上を行う等、地域と連携を図っている。	○	
	事業が計画どおりに実施されているか。	コロナ感染症対策を行いながら適正に運営事業を実施している。	○	

【総合評価】

施設の管理・運営については、計画通り適正に行われていた。職員研修については、当初計画していた接客研修に加え、農産物加工技術や指導方法も受講しており、施設利用者への対応力の向上に努めていた。また、自主事業の加工体験講座開催にあたり、利用者から希望のあった新規加工体験講座を企画・検討する等、工夫が見られた。今後も市民の利用促進につながる取組を継続していただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農業振興センター
【電 話】 017-754-3596
【メー ル】 nogyo-center@city.aomori.aomori.jp